

第4号議案 神戸国際港都建設計画流通業務団地の変更について
 (西神第2流通業務団地)

計 画 書

神戸国際港都建設計画流通業務団地の変更(神戸市決定)

都市計画西神第2流通業務団地を次のように決定する。

名 称		西神第2流通業務団地				
位 置		神戸市西区押部谷町木見字池ノ下、字奥ノ池、字川端、字佛谷、字又度ノ式、字又度ノ四、字又度ノ五、字又度ノ六、字又度ノ七、字又度ノ八、北区山田町藍那字西山				
面 積		約 51.0ha				
流通業務施設の敷地の位置及び規模		土地利用を考慮し流通業務地区の中核として一体的に構成されることとなるよう、施行区域内に約 24.0ha の流通業務施設を適切に配置する。	備考	面積は公共用地の面積に応じて変わりうる。		
公共施設の位置及び規模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
		幹 線 街 路	3.3.56 号 神 戸 三木線	25m	約 670m	都市計画施設
		その他の 道 路	土地利用を考慮し適正な街区を形成するよう、施行区域内に幅員 12~16mの道路を適切に配置する。			
	緑 地	周辺環境との調和を図るため、面積が施行区域の約 45%以上となるよう、施行区域内に約 23.1ha の緑地を適切に配置する。				
	小 計	約 27.0ha				
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合		8/10 以下				
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合		30/10 以下				
建築物の高さ		—				

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

神戸複合産業団地南地区において、産業用地を整備し、流通機能の強化を図るため、本案のとおり流通業務用地の開発を行い、良好な流通業務施設の計画的立地を図り、もって産業基盤の強化と神戸経済の発展に寄与しようとするものである。

また、本都市計画による西神第2流通業務団地造成事業が周辺環境に与える影響については以下のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

西神第2流通業務団地が周辺環境に与える影響について

1. 現地調査の結果

(1) 大気質

計画区域周辺の現地調査の結果、二酸化窒素は、全ての地点において環境基準以下であった。浮遊粒子状物質も同様に全ての地点において環境基準以下であった。

(2) 騒音

計画区域周辺の現地調査の結果、一般環境騒音は、全ての地点において環境基準以下であった。道路交通騒音は、一部地点を除き、環境基準を下回った。

(3) 振動

計画区域周辺の現地調査の結果、一般環境振動は、全ての地点において振動感覚閾値以下であった。道路交通振動も同様に、全ての地点において環境基準値を下回った。

(4) 水質

計画区域周辺の現地調査の結果、参考とした環境基準を概ね達成しており、健康項目については全ての項目及び地点で環境基準を達成していた。

(5) 植物

計画区域及びその周辺の現地調査の結果、重要な植物群落は確認されなかったが、重要な植物種として、クルマシダ、アマナ、エビネ等の25種が確認された。

(6) 動物

計画区域及びその周辺の現地調査の結果、重要な動物種として、哺乳類はアカネズミ等の11種、鳥類（猛禽類含む）はミゾゴイ等の26種、爬虫類はタカチホヘビ等の6種、両生類はセトウチサンショウウオ等の7種、魚類はギンブナ等の3種、昆虫類はキイロサナエ等の15種、底生動物（昆虫類除く）はオオタニシの1種が確認された。

(7) 生態系

計画区域及びその周辺の現地調査の結果、生態系の上位性の注目種としてキツネ等が、典型性の注目種としてノウサギ等が、特殊性の注目種としてキクガシラコウモリ等が確認された。

(8) 人と自然との触れ合い活動の場

計画区域及びその周辺の現地調査の結果、主要な触れ合い活動の場にて、一部の地点を除き利用者が確認された。

(9) 景観

計画区域及びその周辺の現地調査の結果、主要な眺望点 39 地点のうち、8 地点において計画区域の視認性があり、その地点の景観資源としては、木見地区農村景観等が挙げられる。

(10) 文化環境

既存資料及び現地調査の結果、計画区域周辺には、その他の文化財として仏谷洞窟が位置していることが確認された。

(11) その他（地域交通）

既存資料及び現地調査の結果、事業実施区域周辺の主要な交差点のうち、自動車交通量が最も多い断面交通量は、神戸西 IC 北交差点の 18,402 台/12h であり、ピーク時間帯（8 時～9 時）の断面交通量が最も多い交差点は、木見西交差点の 2,936 台であった。

2. 影響の内容及び程度

(1) 大気質

工事中の建設機械の稼働及び工事関係車両の走行、施設供用後の施設の稼働及び施設関係車両の走行に伴う大気質への影響について予測した結果、全ての項目において環境保全目標値を下回った。

(2) 騒音

工事中の建設機械の稼働及び工事関係車両の走行、施設供用後の施設の稼働及び施設関係車両の走行に伴う騒音の影響について予測した結果、施設関係車両の走行を除き、環境保全目標値を下回った。施設関係車両の走行は、一部地点において、環境基準目標値を超過したが、進出事業者への車両の運行管理の要請等の環境保全措置を講じることで、騒音の影響の低減が見込めることから、環境保全目標値を下回ると考えられた。

(3) 振動

工事中の建設機械の稼働及び工事関係車両の走行、施設供用後の施設の稼働及び施設関係車両の走行に伴う振動の影響について予測した結果、全ての項目において環境保全目標値を下回った。

(4) 水質

工事中の土工事・建設工事等に伴う水質（浮遊物質）の影響について予測した結果、環境保全目標値を下回った。

(5) 地形・地質

土工事・建設工事等に伴う地形・地質への影響について予測した結果、地形及び地質の詳細調査に基づく工事計画の策定等を実施することから、土地の安定性は確保されると予測された。

(6) 植物

植物への影響について予測した結果、重要な植物種のうち 6 種（アマナ等）は、生育地が工事の実施により改変され、影響が生じると予測されたが、移植等の環境保全措置を講じることにより、事業者の実効可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと考えられる。

(7) 動物

動物への影響について予測した結果、重要な動物種のうち 4 種（セトウチサンショウウオ等）は、繁殖環境が工事の実施により改変され、影響が生じると予測されたが、生息・繁殖環境の整備等の環境保全措置を講じることにより、事業者の実効可能な範囲内で回避又は低減が図ら

れているものと考えられる。

(8) 生態系

生態系への影響について予測した結果、生態系の注目種のうち、セトウチサンショウウオは繁殖環境が工事の実施により改変され、影響が生じると予測されたが、生息・繁殖環境の整備等の環境保全措置を講じることにより、事業者の実効可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと考えられる。

(9) 人と自然との触れ合い活動の場

人と自然との触れ合い活動の場への影響を予測した結果、主要な触れ合い活動の場は、工事の実施により改変されないと予測された。また、利用の支障が生じる箇所及び利用可能な人数の変化は生じないこと等から、利用状況の変化は極めて小さいと予測された。

(10) 景観

施設の存在・供用に伴う景観への影響を予測した結果、進出事業者施設により眺望景観を変化させると予測されたが、進出事業者への施設配置の要請等の環境保全措置を講じることにより、事業者の実効可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと考えられる。

(11) 文化環境

文化環境への影響を予測した結果、仏谷洞窟は、直接改変されず、周辺の樹林地も大部分が残されることから、影響は生じないと予測された。

(12) 廃棄物等

樹木の伐採に伴って、伐採木が4,744t発生すると予測された。また、土工事・建設工事等に伴って、コンガラ等が52~29,489t、残土が160,000 m³発生すると予測された。

(13) 地球温暖化

樹木の伐採に伴って、二酸化炭素が9,678t-CO₂発生すると予測された。また、土工事・建設工事等に伴って、二酸化炭素が約44万t-CO₂発生すると予測された。さらに、施設の稼働に伴って、進出事業者の電力使用等により二酸化炭素が約144~175万t-CO₂/年発生すると予測された。

(14) その他（地域交通）

工事中の工事関係車両の走行及び施設供用後の施設関係車両の走行に伴う地域交通への影響について予測した結果、全ての交差点において、交差点需要率が限界需要率を下回り、交通容量比についても交通容量比1.0を下回ると予測された。また、歩行者等の安全への影響について予測した結果、マウントアップ等により歩車道が分離されていること等から、歩行者等の安全は確保されると予測された。

3. 環境保全のための措置

(1) 大気質、騒音、振動

環境保全措置として、排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械の採用、散水の実施、工事関係車両の集中回避、進出事業者への法令等遵守の要請、進出事業者への運行管理の要請等を実施する。

(2) 水質、地形・地質

環境保全措置として、仮設沈砂池等の設置、地形及び地質の詳細調査に基づく工事計画の策定等を実施する。

(3) 植物、動物、生態系

環境保全措置として、生育地・生息地の改変の回避、施工時の配慮、緑化、改変面積の縮小、濁水の流出防止、移植、生息・繁殖環境の整備を実施する。

(4) 人と自然との触れ合い活動の場、景観、文化環境

環境保全措置として、施工時の配慮、緑化、進出事業者への施設配置の要請、進出事業者へのデザイン等の要請を実施する。

(5) 廃棄物等

環境保全措置として、伐採樹木の再資源化の促進、廃棄物の適正処理、残土の再利用等を実施する。

(6) 地球温暖化

環境保全措置として、緑化の推進、低燃費型建設機械等の採用、エネルギー消費量の低減、緑化の推進等を実施する。

(7) その他（地域交通）

環境保全措置として、工事関係車両の集中回避、通勤車両の抑制、一部走行ルートの設定、進出事業者への運行管理要請、進出事業者への通勤車両低減の要請等を実施する。

4. 影響の評価

以上の結果より、本計画の実施による環境影響を総合的に評価すると、予測結果を踏まえて適切な環境保全措置を実施することで、事業の実施に伴う環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減又は代償されていると評価した。また、国、県又は市が実施する環境保全に関する施策・基準等との整合も図られ、環境保全への配慮が適性になされていると評価した。